

# 淡海の川づくり検討委員会 議事概要

(滋賀県河川整備計画検討委員会)

日 時：令和2年(2020年)10月12日(月)14:00~15:10

場 所：滋賀県大津合同庁舎7-C会議室

出席者：淡海の川づくり検討委員会

里深委員長、市川副委員長、村上委員、山中委員

※平山委員については欠席

事務局

滋賀県土木交通部流域政策局

広域河川政策室、流域治水政策室、河川・港湾室、水源地域対策室

長浜土木事務所、長浜土木事務所木之本支所

傍聴者：1名

議 事：淀川水系・木曾川水系湖北圏域河川整備計画(変更原案)について

概 要：淀川水系・木曾川水系湖北圏域河川整備計画(変更原案)について説明し、委員会より  
答申(意見の骨子)をいただきました。

## 【質疑応答】

### 1. これまでの経緯

意見なし。

### 2. 湖北圏域の概要

意見なし。

### 3. 河川整備計画策定後の取り組みについて

意見なし。

### 4. 湖北圏域河川整備計画の変更内容について

委員：米川が整備実施区間に追加された理由を教えてください。

事務局：平成20年や平成22年、平成26年において、洪水被害が多発しており、地元の方も心配している状況であり、県としても早急な治水対策を実施するため、整備実施区間への位置付けを予定している。

### 5. 河川整備計画変更対象河川の整備内容について

委員：河川改修の工法として、河道掘削ではなく引堤を多く採用しているが、引堤を行った場合、周辺の地下水に影響を及ぼすことはあるのか。

事務局：基本的に河床を掘り下げないため影響はないと考えているが、工事に際しては地下水に注意して実施する。

委員：確かに影響はないと考えられるが、影響が出るとすれば、どのような場合となるのか。

事務局：堤防強化等で矢板を設置する場合は、地下水に影響を及ぼす可能性がある。

**委員**：今回の計画変更では、遊水地を整備する計画が複数あるため、住民に対して遊水地案の内容をよく説明し、理解を得て、関係住民がよかったと感じられる河川整備としてもらいたい。

**委員**：河川整備の歴史では、住民への説明が不足している事例が多くある。今回の計画では、住民に十分な説明を行い、住民が主役となる河川整備を進めてもらいたい。

#### (1) 天野川

**委員**：天野川の整備計画規模は、戦後最大洪水ではなく、30年に1回程度の降雨となっているが、戦後最大洪水の確率規模はどのくらいか教えてもらいたい。

**事務局**：戦後最大洪水は、50年に1回程度の規模となる。

**委員**：戦後最大洪水と30年に1回程度の降雨では、雨量強度でどの程度の差があるのか。

**事務局**：30年に1回程度の降雨は約40mmの降雨が3時間継続しており、50年に1回程度の降雨は約45mmの降雨が3時間継続している。

**委員**：30年に1回程度の降雨と50年に1回程度の降雨では、それほど大きな差はないのではないか。

**事務局**：計画流量で比較すると、30年に1回程度の降雨の流量は600m<sup>3</sup>/sだが、50年に1回程度の降雨の流量は約800m<sup>3</sup>/sとなる。

**委員**：天野川には天然記念物のホタルが生息しているが、その生態の全てを把握していないため、一気に河川整備を進めることは危険である。河川整備にあたっては、環境モニタリング調査を行いながら進めていく必要があるのではないか。

**事務局**：詳細設計等は、いくつかの工区に分けて実施していく予定である。また、河川整備に際しては、環境アドバイザーや文化庁のほか、地元の意見も聞きながら進めていく方針である。

#### (2) 田川

意見なし。

#### (3) 米川

**委員**：米川は、典型的な平坦地を流れる河川であり、遊水地の計画は妥当であるが、遊水地の規模は大きくないため、住民が安心しすぎないように、今後発生が想定される超過洪水には対応できないことを住民に対して説明していくことが重要である。

**事務局**：米川では、年2回、治水対策協議会を開催しており、米川の遊水地についても、平成20年の洪水規模には対応していない旨を説明している。

### 6. 河川の維持管理

意見なし。

### 7. 超過洪水時の被害を最小化するための取り組み

意見なし。

8. 変更原案に対する意見  
意見なし。

以上

## 淡海の川づくり検討委員会への諮問

滋 広 政 第 1 6 2 号  
令和2年(2020)年9月28日

淡海の川づくり検討委員会  
(滋賀県河川整備計画検討委員会)  
委員 長 様

滋賀県知事 三日月 大造

「淀川水系・木曽川水系 湖北圏域河川整備計画（変更原案）」について（諮問）

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第2条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

## 記

### 1. 諮問事項

淀川水系・木曽川水系 湖北圏域河川整備計画（変更原案）

## 淡海の川づくり検討委員会からの答申

令和2年(2020)年10月12日

滋賀県知事 三日月 大造 様

淡海の川づくり検討委員会  
(滋賀県河川整備計画検討委員会)  
委員長 里深 好文

淀川水系・木曾川水系湖北圏域河川整備計画（変更原案）について（答申）

令和2年9月28日付け滋広政第162号で諮問のあった標記について、別紙のとおり  
答申します。

「淀川水系・木曽川水系湖北圏域河川整備計画（変更原案）」に関する答申

淀川水系・木曽川水系 湖北圏域河川整備計画（変更原案）について、以下の項目に留意の上、必要な手続きを進められたい。

記

1. 米川の河川整備にあたっては、超過洪水に備え、住民周知等のソフト対策についても推進されたい。
2. 天野川の河川整備にあたっては、生物（ホタル）に対するモニタリング調査も並行して進められたい。
3. 各河川における遊水地の整備にあたっては、住民に対して内容をよく説明し、進められたい。